

文京区パートナーシップ宣誓の

手引き 

目次

1	宣誓できる方.....	1
2	宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ.....	2
3	宣誓に必要な書類.....	4
4	宣誓書受領証の再交付・記載事項の変更・返還について.....	5
	(1) パートナーシップ宣誓書受領証(書面及びカードタイプ)の再交付について.....	5
	(2) 宣誓書の記載事項に変更があった場合について.....	5
	(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還について.....	5
5	Q & A.....	6

文京区パートナーシップ宣誓制度とは？

性別(自認する性別を含みます。)を同じくするお二人が、互いを人生のパートナーとし、対等の立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、文京区がお二人にパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

文京区では、誰もが性別にかかわらず、いきいきと安心して暮らすことができる、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認^{※1}及び性的指向^{※2}に関する施策の一つとして、「文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、令和2年4月1日からパートナーシップ宣誓の受付を開始することとしました。

※1 性自認(Gender Identity)とは？

自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。

※2 性的指向(Sexual Orientation)とは？

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。

【お問合せ先】

文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当

所在地：東京都文京区春日一丁目16番21号(文京シビックセンター14階南側)

電話：03-5803-1187 FAX：03-5803-1331

受付時間：平日9時～17時(年末年始を除く。)

ホームページ：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jinken/danjo/sogi/partnership.html>



1 宣誓できる方

パートナーシップを宣誓するには、お二人とも以下の項目を全て満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 文京区民であること（3か月以内に転入予定の方を含みます。）。
- (3) 配偶者がいないこと（婚姻していないこと。）。
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップがないこと。
- (5) お二人が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。）でないこと。
- (6) 文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓の取消しを受けたことがないこと。

パートナーシップ宣誓時の誓約事項

パートナーシップを形成しようとするお二人に、以下の項目を誓約していただきます。

- (1) 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- (2) 継続的に共同生活（日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に責任を持って協力し合うことをいいます。）を行うこと。

2 宣誓から宣誓書受領証の交付までの流れ

電話又はメールフォームで宣誓手続の予約

【連絡先・担当】 文京区総務課ダイバーシティ推進担当
電話：03（5803）1187
（平日9時から17時までにご連絡ください。）



【メールフォーム】<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jinken/danjo/sogi/partnership/mail1.html>

宣誓日の調整

- ・上記担当から、宣誓日時を調整するためにご連絡します。
必要書類がそろっているかどうか確認します。
（必要書類は4ページでご確認ください。）
- ・宣誓書の様式は、ホームページでご覧いただけます。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/jinken/danjo/sogi/partnership.html>

パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
- ・必要書類をご持参ください。（必要書類は4ページでご確認ください。）

内容確認

- ・提出書類について、パートナーシップの宣誓の対象となる要件が満たされているか確認します。

宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合、宣誓書受領証を交付します。
次の2つの書類を交付します。
 - （1）パートナーシップ宣誓書受領証（書面 A4サイズ）
お二人に1部交付します。
 - （2）パートナーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）
お二人にそれぞれ1部ずつ交付します。
- ・お二人とも、住所が文京区でない場合には、「パートナーシップ宣誓書受付票」をお渡しいたします。
宣誓書受領証は、文京区へ転入後、住民票の写しの提出があった場合に交付します。

●パートナーシップ宣誓書受領証のイメージ

・書面タイプ 【表】

(枠無し)

別記様式第2号(第7条関係)

【交付番号】第 号
令和 年 月 日

文京区パートナーシップ宣誓書受領証


氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日生 年 月 日生

文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、上記両名から次に掲げる事項を約した宣誓書を受領したことを証します。

- 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- 継続的に同居し、日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に責任を持って協力し合うこと。

宣誓日 令和 年 月 日

文京区長



(枠有り)

別記様式第2号(第7条関係)

【交付番号】第 号
令和 年 月 日

文京区パートナーシップ宣誓書受領証


氏名 _____ 氏名 _____
年 月 日生 年 月 日生

文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、上記両名から次に掲げる事項を約した宣誓書を受領したことを証します。

- 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。
- 継続的に同居し、日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に責任を持って協力し合うこと。

宣誓日 令和 年 月 日

文京区長



・書面タイプ 【裏】

【受領証の提示を受けた皆様へ】

文京区では、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(以下「要綱」といいます。)を制定し、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行うことを約した二人がパートナーシップ宣誓をした場合に、この受領証を交付しています。

このパートナーシップ宣誓によって何らかの法律上の効果(婚姻、相続、税法上の控除など)が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨をご理解いただき、業務の遂行に当たっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

(交付：文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当)

【受領証の交付を受けたお二人へ】

- この受領証は、要綱の趣旨に沿って、使用してください。
- 文京区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がある場合は、文京区パートナーシップ宣誓書記事項変更届に、その事実を証する書類を添えて提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に、受領証を添えて提出してください。
 - 宣誓者的一方又は双方が文京区の区域外に転出したとき。
 - 宣誓者的一方が死亡したとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - その他要綱に規定する要件に該当しなくなったとき。
- 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓を取り消し、受領証の交付番号を公表します。

【通称を使用している場合】

以下に戸籍上の氏名(※外国籍の方は、戸籍上の氏名に準ずるもの)を記載します。

通 称	
戸籍上の氏名※	

【特記事項】

※ 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載します。

・カードタイプ 【表】

【受領証の提示を受けた皆様へ】

文京区では、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定し、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行うことを約した二人がパートナーシップ宣誓をした場合に、この受領証を交付しています。

このパートナーシップ宣誓によって何らかの法律上の効果(婚姻、相続、税法上の控除など)が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨をご理解いただき、業務の遂行に当たっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

(交付：文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当)

【受領証の交付を受けたお二人へ】

- この受領証は、要綱の趣旨に沿って、使用してください。
- 文京区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がある場合は、文京区パートナーシップ宣誓書記事項変更届に、その事実を証する書類を添えて提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に、受領証を添えて提出してください。
 - 一方又は双方が文京区の区域外に転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - その他要件に該当しなくなったとき。

・カードタイプ 【裏】

【受領証の交付を受けたお二人へ】

- 受領証は、要綱の趣旨に沿って、使用してください。
- 文京区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がある場合は、文京区パートナーシップ宣誓書記事項変更届に、その事実を証する書類を添えて提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に、受領証を添えて提出してください。
 - 一方又は双方が文京区の区域外に転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - その他要件に該当しなくなったとき。

【戸籍上の氏名(通称を使用している場合)】

本 人	パ ー ト ナ ー
氏名	氏名
(年 月 日 生)	(年 月 日 生)

【緊急連絡先】(記入は自由です。)

本 人	パ ー ト ナ ー
氏名	氏名
電話番号	電話番号

【特記事項】

【交付】文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当
電話：03-5803-1187

3 宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し

- ・ 1人1通ずつお持ちください。
(3か月以内に発行されたもの。お二人とも住所が文京区でない場合は、文京区へ転入した後に住民票の写しをお持ちください。)
- ・ 本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- ・ 同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたもの(1通で可)

(2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

- ・ 1人1通ずつお持ちください。(3か月以内に発行されたもの)
- ・ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は、本籍地の区市町村で取得してください。
- ・ 取得方法については、本籍地の自治体にお問合せください。
- ・ 郵送による証明書の請求は、時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 外国籍の方は、ご相談ください。

(3) 本人確認ができる書類(いずれも有効期限内のものに限ります。)

- ・ 顔写真付きの書類の場合は1つ、顔写真なしの場合は2つ提示してください。

1つ提示(顔写真付き)	2つ提示(顔写真なし)
<ul style="list-style-type: none">・ 個人番号カード(マイナンバーカード)・ 運転免許証・ 在留カード・ その他、官公署が発行したものなど	<ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・ 年金手帳、年金証書・ その他、官公署が発行したものなど

通称の使用を希望される方へ

◆パートナーシップ宣誓書受領証への通称の使用について

性別違和、その他特に必要があると認める場合は、宣誓書受領証に通称を使用することができます。通称を使用した場合、宣誓書受領証の裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

◆通称の確認方法

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を、パートナーシップの宣誓の際にお持ちください。

※通称の使用にあたり、必要な書類の詳細についてはお問合せください。

4 宣誓書受領証の再交付・記載事項の変更・返還について

宣誓書受領証の再交付等を申請する場合には、事前に電話またはメールでご予約ください。必要な書類は、ご予約をいただいた時にご連絡いたします。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証（書面及びカードタイプ）の再交付について

- ・ 宣誓書受領証の紛失や破損、氏名の変更等の事情により再交付を希望される場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。

(2) 宣誓書の記載事項に変更があった場合について

- ・ 住所変更など、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」を提出してください。
- ・ 変更届の提出時には、パートナーシップ宣誓書受領証（書面又はカードタイプ）を提示してください。（文京区外へ転出した場合は、宣誓書受領証を返還していただきます。）

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還について

- ・ お一人またはお二人とも文京区外へ転出した場合、パートナーシップの解消や一方が死亡した場合は、宣誓書受領証を返還する必要があります。「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出してください。

※紛失等によりパートナーシップ宣誓書受領証を返還できない場合は、ご予約をいただいたときにお伝えください。また、パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出した場合、提出日以後は、再交付手続によりパートナーシップ宣誓書受領証を再交付することはできません。

パートナーシップの宣誓の取消しについて

次の場合は、パートナーシップの宣誓を取り消し、区ホームページ等でパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表します。宣誓を取り消された場合、パートナーシップ宣誓書受領証は、総務課ダイバーシティ推進担当の窓口に戻してください。

- (1) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたとき。
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証を不正に使用したとき。

※不正使用には、改ざん等も含まれます。

5 Q & A

Q 1 : パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 1 パートナーシップの宣誓やパートナーシップ宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓時に用意していただく書類（住民票の写し等）の手数料等は、自己負担となります。

Q 2 : パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか。

A 2 : 文京区のパートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同じであるお二人を原則としていますが、性のあり方は多様であることから、戸籍上は異性であっても、性自認が同じであるお二人も宣誓の対象としています。

Q 3 : プライバシーは守られますか。

A 3 : 各種手続の際は、必ず事前予約をお願いします。個室をご用意します。
また、本人確認を行うため、身分証明書の提示を求めることを徹底します。
区職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q 4 : 文京区に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A 4 : 宣誓日から3か月以内に文京区内へ転入予定であれば宣誓可能です。
この場合、「パートナーシップ宣誓書受付票」を交付します。
なお、パートナーシップ宣誓書受領証は、文京区転入後に交付します。

Q 5 : 必要書類を郵送して、パートナーシップ宣誓書受領証を郵送してもらうことはできますか。

A 5 : 郵送での手続は行っておりません。
各種手続の際は、事前予約の上、担当の窓口までお越しください。

Q 6 : パートナーシップ宣誓書受領証は、すぐもらえますか。

A 6 : 宣誓要件を満たしており、必要書類等がそろっている場合には、原則、即日で交付いたします。
ただし、提出書類の確認や交付書類の準備等に時間を要するため、交付までにお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。

Q 7 : 文京区外に引っ越す場合は、どうすればいいですか。

A 7 : 「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証（書面・カードタイプ）を返還してください。

Q 8 : パートナーシップを解消するときはどうすればいいですか。

A 8 : 「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証（書面・カードタイプ）を返還してください。

Q 9 : パートナーシップ宣誓書受領証は再交付できますか。

A 9 : 紛失、毀損他、特別な事情があると認められる場合に再交付が可能です。

Q 1 0 : 養子縁組をしています、宣誓できますか。

A 1 0 : やむを得ない事情により養子縁組をした場合は、宣誓できます。

Q 1 1 : パートナーシップの宣誓に際して、通称は使用できますか。

A 1 1 : 日常的に通称を使用していることが確認できる場合は、通称を使用することが可能です。
詳しくは4ページをご覧ください。

Q 1 2 : 婚姻とパートナーシップの宣誓の違いは何ですか。

A 1 2 : 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税の控除、親族の扶養義務など、様々な法的な権利・義務が発生します。
一方、文京区のパートナーシップの宣誓は、行政の内部規定である要綱により実施するため、婚姻のような法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載事項が変わることもありません。

Q 1 3 : パートナーと法的な関係を構築する方法はないのですか。

A 1 3 : お二人の間で法的な関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約を結ぶなどの方法があります。

Q 1 4 : 法的効果がないのに実施する理由は何ですか。

A 1 4 : この制度は、お二人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。文京区では、人権と多様性を尊重する社会の実現に向けた取組を推進するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えています。

Q 1 5 : 宣誓書受領証はどこかで利用できるのですか。

A 1 5 : 宣誓書受領証は、お二人が、互いを人生のパートナーとし、対等の立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップ宣誓書を文京区へ提出したことを証する書類になります。区の制度では、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の入居申込みの際の資格確認の書類として利用できます。

Q 1 6 : 他の人に代理でパートナーシップの宣誓をしてもらうことは可能ですか。

A 1 6 : 代理人による宣誓はできません。ご本人であることの確認とお二人の意思を確認し、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくため、お二人でお越しください。

Q 1 7 : 外国籍ですがパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A 1 7 : 外国籍の方も要件を満たしていれば、宣誓することができます。

上記回答を含め、制度を利用する際にご不明な点等がありましたら、担当（文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当）へお問合せください。

文京区パートナーシップ宣誓の手引き（第1版）

令和2年（2020年）4月

文京区パートナーシップ宣誓に関するお問合せ、ご相談は

文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当

電話：03-5803-1187 FAX：03-5803-1331